

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要		令和3年度												
1-1 実施状況について														
	法人名称	社会福祉法人 精神障がい者社会復帰促進協会												
	開所曜日	月曜日～金曜日												
	開所時間	午前9時～午後17時30分												
	同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業(ふつききょう)												
	事業所の特長	<p>法人としては精神障がい者を主とした支援を展開してきている。基幹センターにおいては、他分野での経験を積んだ職員の配置や精神保健福祉士、社会福祉士の配置を行う等、幅広く支援の実施を行うことができています。法人が実施している事業としては以下のとおり。</p> <p>◆受託事業:精神障がい者スポーツ・文化芸術推進事業(大阪府)・茨木市精神障害者移動支援事業者養成研修会 ◆協同組合事業:エルチャレンジ ◆施設運営事業:ふれあいの里・地域活動支援センター(生活支援型)・就労継続支援B型・共同生活援助・指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業</p>												
1-2 職員の状況														
			常勤職員	非常勤職員	計									
		専任	1	2	3人									
		兼務	3	0	3人									
		計	4人	2人	6人									
1-3 専門資格の保有状況		1精神保健福祉士(5名) 2社会福祉士(4名) 3精神保健福祉士及び社会福祉士(3名) 4相談支援専門員(3名) 5主任相談支援専門員(1名)												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制														
		障がい名	実施曜日	実施時間										
		精神	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)										
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>当法人の原点である「精神障がい者の社会参加と社会復帰を支援する」という基本理念を踏まえ、「人権」についての視点を常に持ち、精神医療保健福祉に関する行政の施策及び全ての障がい者施策、各種法令における施策を推し進めるという使命を深化させ、実行していきたいと考える。この基本的理念を礎とし、平成23年7月に成立した改正・障害者基本法では、「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」等、目的や基本原則が盛り込まれているが、この理念の実現のため、今なお人権侵害の渦中にある障がい者の権利擁護を支持することを今まで以上に追求していくことが、基本方針である。</p>												
2 相談支援の状況														
2-1 相談支援実績														
①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数							
		51					187							
②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
		151					1817(当年度総受付件数)							
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	18	2	20	5	0	1	77	17	0	0	5	16	161
	聴覚	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	11
	肢体	49	1	4	21	0	1	3	11	1	0	2	18	111
	内部	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	計	75	3	25	26	0	2	80	30	1	0	7	38	287
難病		3	1	2	2	0	0	1	2	0	0	0	2	13
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		93	8	40	93	0	9	26	85	48	12	21	45	480
精神障がい		218	22	56	353	0	14	36	85	73	29	18	72	976
発達障がい		1	2	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	7
高次脳機能障がい		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
その他		20	5	1	4	0	1	1	0	0	0	3	15	50
合計		413	41	124	480	0	26	145	202	123	41	49	173	1817
④受付方法別件数		電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計						
		1295件	18件	162件	245件	78件	19件	1817件						
2-2 相談支援に関する分析		<p>新型コロナウイルスの影響で、昨年度に比べ来所・訪問の件数を中心に相談件数が減少した。一方で、電話やメールでの相談は今年度も件数に大幅な変わりはなく、特にメールでの相談に関しては昨年度より増加傾向にある。緊急事態宣言や日中活動先での感染不安、外出自粛や蔓延防止対策を講じる中で、制限された生活を強いられながらも日々の生活相談や不安解消の為に相談先が必須であった背景がある。また、計画相談事業所やサービス事業所への後方支援として専門的関わりによる客観的視点による助言等の関わりも継続して行っており、8050問題をはじめとする世帯の複合的課題の中から、他機関との連携も積極的に強化している。</p> <p>※電話相談件数については、1相談=1カウントではなく、1利用者=1カウントであるため、延べ相談については1.8倍の件数がある。</p>												

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員その他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	精神保健福祉士・社会福祉士を配置している。個別支援事業所で必要とされるサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の研修修了者、医療現場における相談支援経験者の配置をした。	課題:介護系実務を有する職員が不足しているため、専門的助言ができるような視点を有した職員を配置することも検討していかなければならないと感じている。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	相談支援・専門別研修など、外部にて開催される研修にオンライン等も活用しながら積極的に参加し、事業所内でも共有するなど、相談支援の基本姿勢について質の担保を行っている。この他、継続して月に1回の法人内研修の組み立てと参加を行っており、人権研修やスキルアップ研修、災害時研修等の実施を法人全体で実施している	課題:新型コロナウイルスの影響もあり、研修がオンライン化され動画視聴参加型やオンライン上での意見交換会が数多くみられたが、外部との濃厚な意見交換については今年度も十分とは言えなかった。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	開所時間中は必ず1名は常駐し、突然の来所相談や電話にも対応できるよう努めた。昨年度からWebex Callingを導入し、常に電話対応が可能な状況を構築し、職員が外出していても出来るだけ電話対応等が出来るよう努めた。	課題:職員の予定が被らないように注意をしているが、必須の会議や研修時に緊急対応・個別ケース対応が重なった場合の来所・電話対応は今後の課題である。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	苦情対応・事故対応・個人情報保護規定・災害時等、各種マニュアルは整備出来ている。年に1回必須の法人内監事監査においても各種マニュアルについてのチェックをしていただいている。	課題:各種マニュアルは整備されているが、各種のフローチャートや過去の苦情受付等について、定期的に見直す機会を設け、苦情につながった本質を理解し全職員が共通認識を常に持つことが課題である。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	必要に応じて医療機関・専門機関からの助言を受け、専門的見地からの助言と地域の資源を調整している。新規で難病等の相談を受けた場合はその病気について勉強に努め、本人や家族などに丁寧なヒアリングも行っている。	課題:相談者が自分らしく地域で生活できるように支援を実践する面と、医療的視点から制限やリスク管理が必要な面との狭間で、医療機関と福祉事業所間での綿密な連携が必須と感じられるケースがあった。両者がどうあればうまく連携を取ることができるかということが課題。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	基幹相談支援センターからの周知啓発、また外部研修や自立支援協議会、イベント等の積極的な参加実績から地域に認知されるようになった。ゆえに年々相談者数や相談件数は増加傾向にあると考えている。	反省:新型コロナウイルスの影響で、参加型のイベントや対面での会議体が増えたり減少したりにより、相談件数は増加しているものの、どこの相談機関にもつながっていない障がいのある人やその家族等の相談を拾うには機会が得られなかった。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	個別のコミュニケーション手段を用いる中で、重度の知的障害や発達障がいや併せ持つ方には更に、絵や写真を用いたり、会話速度を落とすよう周囲に協力を仰いだりするように配慮に努めた。	課題:普段の生活において、常に手話通訳者がそばにいないわけではなく、相談員・ヘルパー・訪問看護など、日常的に関わる支援者たちは、手話通訳が不在でも、支援者は常に創意工夫をしながら、本人の意思を汲みとれるような努力をし、支援者間での共通理解が測れるように連携体制強化が課題である。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	みなまるネットや見守りコーディネーター会議、またつながる場へ積極的に参画し、支援困難なケース対応について、少しでも前に進んだ支援に繋がるように取り組んでいる。	課題:今後も、専門的な支援機関のみならず、地域で活動する方々(民生委員・見守りコーディネーター等)との連携強化を図り、夜間休日における支援困難事例の支援体制を構築していくことを目指す。(地域生活支援拠点におけるコーディネート)
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	月に1回選定介護を行い、個人情報に十分注意しながら受け入れ可能な事業所へ依頼をしている。他区で立ち上げた事業所がサービス提供区域に当区を含めている事業所も増え、区内の事業所ではカバーできない件数も、自立支援協議会の相談支援部会にも、積極的に選定受託して頂いていることで滞りなく相談支援体制が構築できている。	反省点:相談支援事業所は、港区内および近隣区もケースの受け入れは飽和状態であるが、相談支援事業所の新規立ち上げに至らなかったこと。 課題:各相談支援事業者のキャパシティを踏まえ、各ケースの終結について、整備後のセルフプランの活用を検討する事。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	事業所からの相談に対して、情報提供や助言のみにとどまらず、実際に訪問に同行したりサービス担当者会議にも出席するなどして、支援の並走を行っている。	課題:相談支援における研修制度の改定により基幹相談支援センターにおいては後方支援の役割が大きくなっていると考えている。地域課題の把握と障がい福祉分野における専門的知識を担保するためのスキルアップ等、各ケースに多角的に関われる視点を常に持つこと。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	自立支援協議会を中心に、みなまるネットや見守りコーディネーター会議等の会議体にも積極的に参加しながら把握に努めている。	反省:みなまるネットや見守りコーディネーター会議など既存の会議体への参加は行っているものの、他のイベントや地域に密着したコミュニティにはコロナの影響もあり参加出来ていないので、範囲が狭くなってしまっている。 課題:地域のイベントやボランティアなどにも積極的に参加し、つながる場の活用を始め、包括的な相談支援体制を構築できるような体制を整備して行くことが必要と考える。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	みなまるネット(行政・地域包括・オレンジチーム・生活困窮・見守り支援室・基幹センター)を2ヶ月に1回開催し、それぞれの事業内容を共有し、顔の見える関係から連携強化の取り組みを行っている。「つながる場」へも参画し、つながる場の会議参画のみならず、その後の支援も継続して行っている。	課題:顔の見える関係から連携強化を図り、各事業所の役割の理解は促進しているものの、つながる場、地域ケア会議など、既存の会議体が存在する中で、「みなまるネット」の目的と意義を改めて確認し、既存の会議体との役割の明確化と今後の活動について検討する。

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	地域障がい者自立支援協議会を中心に、年2回の研修(新型コロナウイルスの影響でオンライン開催)開催や、相談支援部会の取組に関する提案を行った。「福祉のひろば」については(オンライン開催)、障がい者虐待防止法や障がい者差別解消法の「周知・啓発」を目的に、動画を作成しアンケートを実施した。	反省: 自立支援協議会の中の相談支援部会以外に「ヘルパー連絡会」「児童連絡会」の開催が出来なかった。感染対策を講じながら連絡会立ち上げにとどまらず、会議体の目的を明確にし、活性化に努めなければならない。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	昨年同様、既存の社会資源や制度の枠組みからこぼれ落ちてしまうケース(Marginalized population)はどのような課題を抱えているのかを整理し、新たな社会資源や制度化に向けて、大阪市への提言を行った(障がい者専門部会からの要望として)	課題: 区として出来る取り組みも考える。地域で取り組める限界値のアセスメントと、区内の事業所等がバーンアウトしない為の方策を検討していく。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	昨年度は、障がい者基幹相談支援センターと大阪市福祉局職員で訪問し、相互の交流や協力を促進するために活動出来ていたが、今年度はコロナの影響で訪問自体行えなかった。	反省点: 昨年度に引き続き、精神科病院からの地域移行支援についても医療機関との連携強化の取り組みが具体化できていない。 課題: 再度積極的な施設・病院等への訪問を再開すると共に、自立支援協議会なども活用しながら、区内における地域移行支援のニーズ把握を行う。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	通報後、行政と連携し迅速に事実確認と分離を行うなどした。自立支援協議会などでも虐待研修を実施し、職員だけではなく、区内の相談支援事業所に対して虐待の理解や初動についての共有や意識づけを行った。	課題: 複合的な課題を抱えた家庭(認知症の高齢家族と同居する障がい者、障がい児を育てる家庭などで、適切なサービス提供を受けていない、生活に困窮している家庭など)は、どちらも被虐待者・虐待者になり得るリスクがある。虐待の発見時には早期相談、通報等が必要な中、迅速な動きを実現するため、どのような研修などが必要か検討する必要がある。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	2	相談があった際は、相談者の話を傾聴し、適切な相談窓口へ繋ぐなど対応した。日々の支援の中で、障がい者差別であると判断した内容については、必要に応じて助言や対応策の提案を行えるように、職員間で研修などを通じて意識を高めている。	課題: 本人は差別と感じていないケースもあるので、相談員が障がい者差別に該当する項目と感じた場合には丁寧にアセスメントをして実態を把握する必要がある。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターン受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	3	事業所からの個別の相談に対応し、担当者会議に同席したり、相談支援部会等で事例検討の開催をし、課題の整理を行うなどした。今年度の事業所新設は無かったが、既存の事業所がバーンアウトしないように、日頃のやり取りで様子を聞くなど配慮した。	課題: 昨年度も引き続き、相談支援事業所の新設が無かった。既存の事業所の受け入れなど実態把握を進めながら、区内の相談支援体制の構築を検討する必要がある。
3-9 その他の取組み			(1) ミーティングの実施/毎朝(あるいは夕方)ミーティングを行い、ケースの進捗状況などを共有し、担当者が不在であっても、対応可能な体制作り (2) 法人内研修(毎月1回実施)/意思決定支援、障がい者差別解消法、虐待防止法、相談支援の基本姿勢、地域移行支援、事例検討、また制度やサービスについての理解を深め、相談の精度を高める研修など (3) 基幹内研修/毎週水曜日に事例検討や地域課題の整理時間などを設け、相談支援体制の強化や組織強化を行う (4) 外部研修 /随時参加 (5) 法人年次報告書の発行/基幹相談支援センターの存在や取組み、法人の活動内容についての発信。 (6) 港区障がい者地域自立支援協議会の代表者として、港区政会議(定例会・防災、防犯部会など)への参加。 (7) 相談支援部会において、相談支援の質の向上を目指し、現状の課題やニーズにマッチした勉強会を実施するため、行政(子育て支援、虐待担当など)、他機関(地域活動支援センターなど)と連携し、勉強会の実施を積極的に企画した。 (8) みななるネット(港区保健福祉・地域包括支援センター・見守り相談室・オレンジチーム・生活困窮者自立支援担当・基幹センター)において、虐待防止法に関する周知啓発のためのマスクケースの作成 (9) こころの講座(平成27年より毎年参加) 実行委員 (10) つながる場(総合的な相談支援体制)の充実の際に、顔の見える関係だけではなく、より具体的な支援に一步前に進める体制づくりのための意見交換。(区内の情勢や今後の推移を見据えた上で見えてくる課題などを提示)	
4 区における地域課題について			<p>基幹センターも参画している、防犯・防災部会において年間を通じて未解決の課題や新たな課題について共有を図った。区の課題として取上げた項目について解決を図るために、委員同士の活発な意見交換を通して、区内で出来ることや解決できる範囲についても検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災リーダーの育成と人材確保の為の周知方法に関して ・地域防災 要援護者支援名簿の進捗に関して ・港区内の「詐欺対策」の現状共有と評価 <p>大規模災害に対する対策や現在地域でどのような取り組みがさらに必要なかを整理し、地域の社会資源でカバーできないニーズを区長と共有した。防犯に関しては高齢者以外にも若年層で頻発するSNS内でのトラブルや詐欺に対しても対策を講じる必要があるのではないかと新たに課題を整理することが出来た。</p>	

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	令和3年6月28日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	生活支援拠点に関して、区内の当事者やその家族が安心して制度を活用できるように、社会資源同士の連携促進や、区内での社会資源では不足する項目について等、システムの構築及び検討を行政と進めて頂きたい。
	2	相談支援の状況について	実績に関しては多数の件数の対応を頂いていると思う。計画相談についても、区内における指定特定事業所の契約件数飽和状態にも取り組まなくてはならない状態にもある中で、地域課題の分析を常に行いながら、社会資源に対する後方支援の強化やグループスーパービジョンの活用も進めてほしい。
	3	業務に対する自己評価について	3-4-d 地域見守りコーディネーター連絡会や福祉教育などにも積極的に参加して頂いており、顔の見える関係を意識した地域連携に取り組んで頂いている。 3-7-A 虐待対応に関する地域課題として、虐待防止法の理解促進や、通報に関するフローの理解を再度初期段階から進める取り組みが必要ではないか。 3-8-A 区内での相談支援事業所、新規立ち上げが1件も無かった件に関して、基幹相談支援センターの反省点というより区における課題として取り組むべき項目ではないか。行政と地域課題を整理し、相談支援体制強化に努めて頂きたい。
	4	区における地域課題について	防犯に関して、高齢者等を狙った詐欺被害の防止・周知啓発に引き続き取り組んでいく必要がある。また、SNSを利用した詐欺被害については、教育機関や地域での取り組みとして、SNSリテラシー等の勉強の機会を持つ対策が必要。近年は、SNSを活用する年齢層も幅広くなっている為、広い範囲に対して周知啓発する事も今後の課題と考える。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		自立支援協議会での積極的な活動や、個々のケースを通じて地域課題の把握に努める事は出来ている。コロナ禍においても、新しい生活様式に沿って対応する事が出来ている。また継続して、個別性に合わせた相談支援体制にも尽力できた。一方で、地域連携は当然の事、基幹センターの責務を果たしながら、各機関がそれぞれの役割と機能を生かす本人中心のチーム作りを高めていく必要があると考える。	

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要		令和3年度												
1-1 実施状況について														
	法人名称	特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム												
	開所曜日	月曜日～金曜日												
	開所時間	9:00～17:30												
	同一場所で実施している その他の事業	特定相談支援事業、一般相談支援事業、障害児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業												
	事業所の特長	2003年の団体設立以来、障がい者の当事者による地域支援に取り組む自立生活センターとして、身体障がい者を中心とした地域自立とエンパワメント活動に力を入れ、毎年、ピア・カウンセリング講座を開催しつつ、自立生活プログラムも継続的に開催してきている。												
1-2 職員の状況														
			常勤職員			非常勤職員			計					
		専任				1			1人					
		兼務	3			1			4人					
		計	3人			2人			5人					
1-3 専門資格の保有状況		主任相談支援専門員1名、相談支援専門員3名(うち1名は社会福祉士。2名は相談支援専門員従事者現任研修を2度受講済み) 介護福祉士1名。												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制														
		障がい名	実施曜日			実施時間								
		視覚障がい	月曜日～金曜日			9:00～17:30□								
		肢体障がい	月曜日～金曜日			9:00～17:30□								
		精神障がい	木曜日			9:00～17:30□								
1-5 センター業務についての理念・基本方針		障がい者(児)の潜在的なニーズを受け止め、地域での生活を確保するとともに、一人でも多くの障がい者が社会参加していけるように支援します。また、障がい者の地域生活と社会参加を確保するための社会資源の創造にも努めます。これまで経験と地域で作りに上げてきた関係機関との連携を深めます。 障がい者の地域生活、エンパワメントにおいてピアサポートの重要性を改めて感じています。ピア・カウンセリングや社会生活力の向上を目的としたILPIにピア相談員が積極的に参画できるシステム構築に取り組みます。												
2 相談支援の状況														
2-1 相談支援実績														
①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数							
		16					50							
②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
		109												
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	2						2		1	1		1	7
	聴覚												1	1
	肢体	8			9		2		9			1	39	68
	内部	4		1				1					2	8
	計	14	0	1	9	0	2	3	9	1	1	1	43	84
難病														0
重症心身障がい														0
知的障がい		3	3		896		6	3		2				913
精神障がい		4			50			2		1			284	341
発達障がい		5			4									9
高次脳機能障がい														0
その他														0
合計		26	3	1	959	0	8	8	9	4	1	1	327	1347
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
		288件		143件		903件		8件				5件		1347件

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		<p>今年度より大阪市の報告様式が変わったため、相談件数の分類が昨年度よりも細くなりました。また、内容の区別も判断に悩む場合が多々ありました。もともと件数が増えている知的障がいの場合は、日々のルーチンの一環として当センターに訪問される相談者の精神的な安定という意味で、これまでの分類よりは適した件数の挙げかたになっていると思います。その他の件数が増えている理由は、これまでピアカンとして計上できたものが分類しにくくなったために、そこにまとめることになりました。</p> <p>相談傾向としては、精神障がい者のピアカンの件数が昨年度より増えていることを除けば、これまでとあまり変わらない状況であったと認識しています。</p>		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士の配置、相談支援専門員1名が主任相談支援専門員の資格を取得し、精神障がいのピアカン担当者も相談支援専門員の資格を得ています。また、大阪市の人員配置の基準変更に伴い介護福祉士1名をスタッフとして配置しています。	精神保健福祉士の資格を有する職員の配置。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	当法人の相談業務にあたる職員は、指導者養成や地域移行、医療的ケア、行動障がい等の大阪府が実施する専門コース別研修等を定期的に受講し、職員間での共有を図っています。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	開所中は職員が常駐するようにし、閉所時間休日には転送電話での対応を行っています。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	法人として、苦情対応マニュアル、事故対応マニュアル、個人情報保護規程等を整備し、職員の研修等で周知しています。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	課題の多いケースについては、区の精神保健担当や発達障がい者支援センター、難病団体の相談窓口等と連携し、必要な場合には速やかにケース会議の開催を働きかけています。自己決定支援も、本人の合意のもとに進めています。	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	当センターの存在は徐々に知られてきていると思います。保健福祉センターとの連携により当センターに相談に来られる方も少しずつ増えています。毎月の生活相談会のポスターを区内の主要なバス停に貼りだして周知に務めました。	毎月定期的に行っている保健福祉センターでの生活相談会の周知も含め、当センターの役割をより区民に周知する方策を検討する必要があると考えています。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	5	それぞれの障がいにあったコミュニケーション手段を心がけ、図解による説明や絵による伝達も利用するように努めています。また、行った相談内容で決まったことをメモにわかりやすく整理して書いたものを手渡すなどの工夫もしています。	手話のできる職員を確保するため地域の手話サークル等への参加も検討していきたいと思っています。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	相談支援事業所や福祉サービス事業所からの相談があれば、専門機関との連携やケース会議の開催など、多職種他機関連携による支援の枠組みづくりと役割分担による支援の繋ぎ役としての対応に努めています。また、困難ケースとされる方の計画相談の受け入れも行っています。	3-4-dの課題とも関連することとして、他機関との連携をより強める取り組みを進めます。障がい認定を受けておられない「ひきこもり」のケースも相談を受けることがあり、医療や福祉サービスとの連携も強めていく必要があります。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	計画相談の事業所選定には、区の保健福祉センターの担当者とも相談しつつ、公平性が保たれるように行っています。女性相談員を求められるケースが多く、区外の相談支援事業所への依頼も積極的に行っています。	

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	ケース対応に対する相談、事業運営に対する相談等にも応じ、助言等を行いつつ、必要な制度等の情報提供や学習の場を提供しています。区内で企画・開催している学習会や区外・他機関による研修会への参加も積極的に呼びかけています。	
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	日常の相談活動や福祉サービス事業所とのやり取りを通じて把握するように努め、区に設置されている地域福祉推進会議の場で全体化するようにも努めています。	アンケート等、数値やニーズ傾向等を把握する取り組みはできていません。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	個別ケースへの対応は継続できています。区をつながりの場等の取り組みをはじめとして、連携強化や役割分担については進めてきました。	22年度からは地域包括センターなどで複合課題に挙げたケースや当センターで複合課題として挙げたケースについて、適宜地域ケア会議にて協力して対応に当たることを保健福祉センターもふくめ相互で確認しています。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	全体会の開催、相談支援事業所連絡会の開催は主体的に取り組み、日中活動事業所の区内の団体にも参画しています。新型コロナウイルスの影響で活動が制限されるなか、当センターによるオンライン会議も実施するようになりました。	地域課題の分析等を含め、部会取り組みの拡大等、事務局機能の強化と担い手の確保が求められています。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	事業所等の意見交換会を開催する中で、とりわけ区内の居住系サービス事業所からの災害対策に関する意見や関心が多かったことから、次年度に向けて区の防災担当との意見交換を実施することになりました。	各事業所に求められている事業継続計画の作成や地域住民との共同の防災訓練、要援護者避難計画の作成等も踏まえ、区内における啓発、連携、具体的な協力体制の在り方について議論を継続していきたいと思えます。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	コロナの影響により面会や外出に厳しい制限が設けられている状況下で地域移行を望まれている利用者について施設との連携の上で定期的に電話でのやり取りができるように確保してきました。	新型コロナウイルスの影響の長期化に伴い、地域移行に向けた個別支援のプログラムが具体的に組めない状況の中、今後の進め方について支援施設とも検討を進めたいと思えます。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	区の担当者とのケースごとの連携はもちろん、センター職員による虐待の察知や区の担当者との相談は随時行っています。福祉サービス事業者による虐待研修等の義務化が進む中、区内事業所の研修会の実施に向けて協力して行きました。	区の虐待防止連絡会等の在り方も含め、自立支援協議会での取り組みも視野に入れた今後の区内全体の活動をより有効にするために関係機関と連携していきたいと思えます。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別事例については、基幹相談支援センターから直接事業者に問い合わせ、状況を確認して、必要な対応策を提示しています。	差別解消法についての相談受付窓口や具体的な内容(差別の事例と対応の一例や、どんなことを相談できるか等)を障がい者に周知するとともに、法律をテコに自らの不利益をなくしていくリーガルエンパワーメントの活動に取り組みたいと思えます。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	5	事業所連絡会の場を通じて情報提供や事例検討、研修会の呼びかけを随時行ってきました。相談支援従事者研修のインターバル受け入れも断続的に引き受けてきました。	相談支援事業所の各々の日常に沿った個別的な支援と事業所運営としての職員増員の働きかけにも積極的に関わってきたいと思っています。
3-9 その他の取組み				
			21年度は、障がい者の権利についてエンパワメントする取り組みとして2月から3月にかけて「ピアスクール」をオンライン形式で開催しました。これまでの障がい者運動の話やピアカンやILPIについて毎週土曜日8回に渡り実施しました。24名の障がい者の方に参加していただきました。参加者がそれぞれの課題について、自分の現在置かれている状況を振り返りつつ様々な問題について考え、自分なりに今の課題に向き合って、新たなチャレンジをしようという思いになってもらえたと思えます。	

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		2、3年の間に大正区では居住系サービスの事業所が増えてきました。障がい児施設の年齢超過者が地域移行してきたグループホームもできています。事業者の管理者等からは災害時における地域との連携をどうしたらいいかという課題も提起されています。日中系サービスとは違い、区内を居住地とするグループホームの場合、災害時における避難や防災の取り組みは地域との関係抜きにはクリアできない問題です。南海トラフ地震等が予測される中、地域防災の枠組の中に障がい者の住まいとしてのグループホームが明確に位置づけられ、地域住民との連携をどのように取っていけばより安全な対策が取れるのか、地域に対して課題を提起してともに考えてもらえるものではないかと思いません。そのためにも地域自立支援協議会等での議論と取り組みを進め大正区の地域課題としてもらえるよう取り組んでいきたいと思いません。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		6月20日(月)	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	
	3	業務に対する自己評価について	手話できる人がいなく支援体制を整えていく必要があるのではないか。障がいのある方の相談会の利用者が少ないということであれば、さらなる周知の工夫を。8060問題が増えていく傾向にあるので、地域包括との連携が必要。
	4	区における地域課題について	要援護者の避難計画を進めていくことも必要ではないか。各事業所、基幹相談支援センターに相談していることがあり感謝している。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>相談対応については、コロナによる影響は大きくはありませんでしたが、施設からの地域移行のケースについては電話による接点が確保されただけで、自立生活に必要なILPなど具体的な取り組みができない環境が引き続いてしまったことに忸怩たる思いがあります。</p> <p>また、コロナの影響による医療機関利用において最重度の方が重度訪問介護等のサービスが利用できない状況により、十分な支援を得られない中で不対応な対応や不十分な対応に甘んじなければならなかったこと、それを地域の機関として打開することができなかったことも残念です。</p> <p>業務については、いまだ不十分な点があったこと(障がい対応、相談会の利用数、他機関との連携など)を踏まえた改善を進めたいと考えています。</p> <p>また、地域における防災の取り組み、日中系事業所と居住系事業所の課題、とりわけ地域における防災対策のなかでの課題としての位置づけ、要援護者としての障がい者の個別の避難計画等の取り組みを具体的にどう進めていくのか、区における防災計画や地区における避難体制との関係を、自立支援協議会等を通じて進めて行く必要性を感じています。</p>	

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要		令和3年度													
1-1 実施状況について															
	法人名称	NPO法人ムーブメント													
	開所曜日	月曜日～土曜日													
	開所時間	9時～18時													
	同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 指定障害児相談支援事業 居宅介護事業 生活介護事業													
事業所の特長		主任相談支援専門員、相談支援専門員と相談員の7名体制である。うち4名が障がい当事者、2名はピア・カウンセラーであり、他2名もそれに準ずる知識を有している。また、男女の相談支援専門員を配置し各々役割分担をしており、相談者やその家族に寄り添った話しやすい環境を作るように心がけている。生活上の様々な困りごとを抱える相談者のサポートができるようにしている。													
1-2 職員の状況															
			常勤職員			非常勤職員			計						
		専任							0人						
		兼務	3			4			7人						
		計	3人			4人			7人						
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士2人、精神保健福祉士1人、介護福祉士1人 ピアカウンセラー2人													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
		障がい名		実施曜日			実施時間								
		脳性まひ		月～金			10:00～18:00								
1-5 センター業務についての理念・基本方針		障がい当事者が運営するセンターとして、地域の障がいのある方やご家族に寄り添った支援を心がけ、地域密着型のセンターを目標に活動している。障がいに関する基本相談に加え、高齢、ひとり親、引きこもり、生活困窮等の課題に対して区内外の相談支援事業所や保健福祉センター、多職種事業所と連携をとりながら生活上の困りごとの軽減や、生きづらさをもっている方たちの支援に力を入れていきたい。すべての人が住みやすい社会を目指して、必要な社会資源の改善や開発にも尽力し、天王寺区の地域力の活性化に努めたい。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数								
		24.9					142								
②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数								
		92					60								
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	12					1							13	
	聴覚	1												1	
	肢体	99		6					2	4			9	120	
	内部	2												2	
	計	114	0	6	0	0	1	0	2	4	0	0	9	136	
難病		123		3	2								7	135	
重症心身障がい		7												7	
知的障がい		214	3	3			21	18	24		4	13	10	310	
精神障がい		276	12	12	63		6	16	12	37	4	9	15	462	
発達障がい		1		2					3		1			7	
高次脳機能障がい		13	5	6				3	1					28	
その他		16			1				1				1	19	
合計		764	20	32	66	0	28	37	43	41	9	22	42	1104	
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
		707件		157件		68件		105件		62件		5件		1104件	

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		年間通じて、ご本人他、家族、知人、事業所、市外の保健福祉センター、児童相談所、精神科病院を含む各病院等からの相談を受けた。特に精神障がいの方の相談が多く、頻回な連絡をしてくる方も数名おられる。また精神科病院からの退院支援では住む場所、サービスやご家族の調整をしたうえで計画相談に繋げた。 また、ご自宅への訪問や通院同行、見学同行などが多数あった。他コロナ渦により精神的に不安定になり、生活基盤を整えられず生活困窮に陥るケースも見られた。権利擁護に関する対応は即時の解決は難しく継続して行った。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	3	主任相談支援専門員、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、ピアカウンセラーの資格を持つ職員を配置している。また、個々が専門資格を取得するように努めている。	内部勉強会などで専門的知識をさらに深め、現場で適切な対応が出来るようにしていく。ピアカウンセリングを含めた専門的資格の取得に向け、センターとして積極的促す。また新任の職員教育を体系的に行う。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	定例会議にて各種研修を周知している。職員のスキルアップに向けて積極的に研修に参加するよう呼びかけている。また受講した研修については、定例会議などで共有し、資料はいつでも閲覧できるようファイリングしている。	受講にあたっては時間的に難しいこともあるが、多角的な分野の研修を積極的に受講して行きたい。特に虐待を含む人権研修は全員が受けられるようにしたい。また、センターでも外部向けの研修会を開催したい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	開所時間中は出来るだけ1人以上の相談員を置くようにしている。訪問等で担当職員が対応できない時も、センター用の携帯電話で連絡を取ったり、急を要する場合は、他の相談員でも対応できるよう定例会議でケース共有に努めている。夜間・休日・年末年始等の緊急対応は、携帯電話へ転送するなどして、24時間対応の体制を整えている。	どの職員も多忙で、担当職員では迅速な対応が難しい場合もある。自身が不在の場合は別の職員でも対応できるように、互いに常日頃からの報連相に努める。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルを整備し、各相談員は適宜マニュアルに沿って業務にあたるようにしている。一般的な相談か苦情か判断できるようすべて記録を残し、管理者に必ず報告する体制をとっている。	各マニュアルを正しく運用できるよう一般相談員も理解を深められる体制を整えていく。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	多様な相談に対応できるように、互いに情報交換を行ったり研修会には積極的に受講するようにしている。また、他機関との支援チームを大切に、持ち合わせていない専門的な知識や技術を教えてもらうなど円滑な連携ができるよう努めている。	前年度と同じくコロナ禍により複数の事業所が集まったの支援会議が難しい状態もあった。しかし少人数会議やリモートなどを駆使しながら取り組めることも多くなってきたので、継続的にブラッシュアップを図っていく。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	障がいのある方や生活上の困りごとの数が大阪市が想定する数より多い。また複合的な困りごとのある方が増えていたりニーズが多様化していることが影響している印象。	困りごとを減らすために、福祉サービスの質と量、種類の向上に努めることが必要。基幹センターとして何が出来るのか考えていきたい。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	2	出来る限り相談者の方の状態や状況に応じたコミュニケーション手段を取るよう心掛けている。 タブレットやポケット等電子機器も利用し様々なコミュニケーション方法を模索している。	点字資料の作成は行えておらず、急務である。コミュニケーションが難しい場合は円滑に進むまで時間を有している現状である。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	3	相談支援事業所、保健福祉センター、福祉サービス事業所、包括支援センター、子ども相談センター、医療機関や教育機関等と連携し、積極的に対応している。長期化している事例は、支援チームの連携を強化し、スーパーバイザーによる助言の場を設けた。各相談支援事業所で抱えている困難事例については要請に応じ後方支援を行っている。	つながる場を積極的に活用したい。

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかると指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	障がい特性や住居地、本人を取り巻く関係性を考慮しつつ、中立性、公平性を確保し選定を行っている。	計画相談の希望者に対し受け入れできる相談員の数、事業所数が不足している。特に受け入れ可能な女性相談員数が不足している。また相談支援専門員が1~2名の事業所も多く、新規事業所もいくつか増えたが実質的な相談支援専門員数は余り増えていない。新規事業所の開拓や相談支援専門員を増員が課題である。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	地域の各相談事業所から問い合わせや相談があった場合、出来るだけ迅速に情報提供やアドバイスを行っている。また専門的な知識を要する場合や詳しい情報や技術を持ち合わせている他機関への橋渡しも行うようにしている。また自立支援協議会の部会でも制度情報等流すように心がけている。	相談があった場合のみならず、積極的に協議会等で確認できる余裕を作りたい。また令和3年度も引き続きコロナ禍により相談支援部会があまり開催できなかったが、令和4年度は状況に応じてではあるが、積極的に開催したい。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	天王寺区の社会資源は最新情報を得るように心がけている。令和3年度は計画相談事業所とグループホームが若干数増加した。課題としては、計画相談の相談支援専門員やホームヘルパーの慢性的な不足、コロナ禍における生活困窮、複合的課題を抱える世帯、就労系サービスとのマッチング問題、障がいのある方と地域住民の交流が少ない等があげられる。	民生委員や町内会などとの関りを深め、継続的に地域課題の把握に努めたい。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	2	包括支援センターと生活困窮者自立支援事業、医師会相談室と基幹センターが集まって関係を深める4事業連絡会への参画、地域ケア会議への出席、子ども家庭センターや生活自立支援相談との連携等を行った。つながる場については候補の案件があったものの開催にはつながらなかった。	つながる場を積極的に活用したい。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	令和3年度も、コロナ禍の影響で、運営会議や本会、各部会共にリモートで試行錯誤しながら行ってきた。不慣れな会議スタイルの中で模索しながら取り組み当事者へのインタビュー形式の研修会を行うことができた。また一部だけの意見ではなく各委員から意見をもらうようにしている。新規事業所についても随時参加の声掛けを行っている。	リモート会議を取り組む中で、各委員が滞りなく参加できる環境作りが難しかった。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	協議会で地域課題の抽出を改めて行っている。また課題解決に向け、共通の問題意識を持てるよう努めた。地域の課題が見えやすい各部会の連携を密にできるよう取り組んでいる。	協議会のテーマである「当事者の声を聴く」を念頭に、多様化するニーズに応えていけるよう、まずは社会資源の改善から取り組んでいきたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	市内と府内の施設、医療機関、支援学校へ訪問し地域移行に対する意欲喚起や進路相談を行っている。また、リモートを活用して障がい児施設入所中の児童とも交流を図った。その他大学の研究機関と合同で地域移行に向けた施設入所者の聞き取り調査を継続的に行っている。施設入所者1名の個別ILPを実施し、地域移行を実現することが出来た。	コロナ禍の為、外出体験支援、ILP(自立生活プログラム)などの実践は可能な範囲では行えなかった。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	保健福祉センターと連携し虐待の事実確認やその後の対応を行っている。少しの気づきが虐待発覚に繋がることもあるため、日頃より問題意識をもって業務にあたるようにしている。虐待がある(と見られる)場合、関係機関との連携が重要になるので、定期的な連絡を行うようにしている。また研修にも積極的に参加している。	マニュアルを精査し、どの相談員でも対応できるようにブラッシュアップする。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	相談があった際は、ご本人の話を傾聴し、その後事実確認や調整、ご本人への心理的なサポートを行っている。双方に認識のズレがある事が多く、各々から話を聞くようにしている。	「何が差別で不適切な対応か」の解釈が人や状況によって異なるので判断が難しいことがあった。また社会的に障がい者差別解消法の認知度が低いことから、啓発や問題提起に取り組んでいきたい。

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	2	人材育成として、OJTや研修会、事例検討の開催を行った。また、相談支援従事者研修のインターバル受け入れも積極的に行っている。	新規事業所にはこちらから出向き顔合わせを行うようにしたい。相談支援体制の強化も相談支援部会など活用して横のつながりを深めていきたい。
3-9 その他の取組み		令和3年度は9月ごろまでコロナウイルス感染予防の観点から他団体との交流や取組みを制限していた。障がい児入所施設の入所児童とはリモートでの交流を行った。2019年度より行っている他団体および大学との共同事業、施設入所児童のアドボカシー事業はリモートや手紙を駆使しながら継続して行うことが出来た。また福祉大学、専門学校の福祉教育は例年通り依頼し、行った。		
4 区における地域課題について		区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		
		<p>計画相談を希望される当事者の方も多くなか、指定特定相談支援事業所が少なく既存の相談支援事業所の相談支援専門員も1名というところも少なくない。よって、新規の計画相談を受け入れる事業所が区内では見つからず、近隣区に受け入れをお願いするか、困ったときは基幹センターがサポートするセルフプランを利用者に打診しているところである。</p> <p>また、日中の通所系サービスにも偏りがあり、生活介護などは少なく近隣区の事業所の情報提供を行うというのが現状である。</p> <p>天王寺区でも8050問題や社会的孤立世帯といった課題があり、表面に上がってきたケースなどは時間をかけ対応しているが、埋もれているケースなどをいかに掘り起こすかが課題となっている。今後、保健福祉センターや包括センター、見守り相談室、関係機関と連携を取りながら掘り起こしを図ったり、「地域ケア会議」や「つながる場」にも積極的に参加して、地域力を高めていきたい。また、並行して区内で開催されるお祭りやイベントに積極的に参画することを通して町内会や民児協とのつながりの強化に努めたい。</p> <p>自立支援協議会や各部会についても、それまで携わっていた委員や参加者だけでなく、区内の障がい当事者の参画にも積極的に取り組み、地域全体の活性化を目指す。</p>		
5 自己評価を終えて				
5-1 区地域自立支援協議会での報告		令和4年7月20日13:30~15:00		
出席者からの意見	報告日			
	1 相談支援事業の概要について	<p>質問 開所を、月曜日から土曜日としているが、これはムーブメントが独自で土曜日開所をしているのか？</p> <p>→大阪市からの委託は月曜日から金曜日となっているが、ムーブメントでは、土曜日に予約制で相談支援を行っている。</p>		
	2 相談支援の状況について	<p>質問 受付件数の項目で、「発達障がい」とあるが、これは今年からか？</p> <p>→2021年度から「発達障がい」と「重心」が増え、「重複」の項目が消えている。</p> <p>同じく受付件数の項目。知的と発達障がいの重複はよくあると思うが、項目ではどちらが優先になるのか。発達と知的、発達と精神の区別は？</p> <p>→重複の場合は、身体>知的>精神の順でカウントしている。また手帳の交付を受けている人は重複していても手帳の障がい種別に従ってカウントしている。</p>		
	3 業務に対する自己評価について	全体的に低めに自己評価しているが、積極的に活動しているところは評価点を上げてほしいのではないかと。		
4 区における地域課題について	特になし。			
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)		令和3年度もコロナ禍の中、基幹センターとしての業務に尽力してきた。相談受付件数のうち訪問、来所がコロナの影響を受け件数が若干下がる時もあったが、一時的であとは通常の平均的な件数になっている。精神科病院からの退院支援については、外出制限がある中、GHや日中活動先をご本人と一緒に探すのに一苦労であったが、社会資源の体制を整え無事に退院された。また強度行動障がいのある方の支援が複数あり、成年後見制度の利用等の権利擁護に関する対応や家族調整に回った。障がい児施設の入所児童の地域移行も複数あり、コロナ禍で支援が滞る時もあったが、関係機関の協力を得ながらGHや一人暮らしへと移行できた。それらを鑑みると支援するうえで要となるのは、やはり関係機関とのつながりや支援チームの形成であること、それを再認識した年でもあった。今後も横の繋がり、多職種連携を大切にしながら支援に臨みたい。また、コロナ禍で施設入所者や入所児童との交流やアドボカシー事業が危ぶまれたが、3年度はリモートでの対応を取り入れ、関係が途絶えないようにした。地域自立支援協議会も同様である。いろいろな制限がかかる中での1年であったが、何とか乗り切れたのではないかと。今後は、特に地域の人との交流を深める取り組みを行い、障がいの理解、障害の有無にかかわらずみんなが安心して住める街づくりの推進にも力を入れていきたいと思っている。		

事業所名		浪速区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要		令和3年度												
1-1 実施状況について														
	法人名称	特定非営利活動法人日常生活支援ネットワーク												
	開所曜日	月曜日～金曜日												
	開所時間	9時～17時30分												
	同一場所で実施しているその他の事業	(3F)重度訪問介護、居宅介護、同行援護、移動支援 (1F)生活介護												
	事業所の特長	当事者を中心としたスタッフが当事者性を重んじて相談・カウンセリング等に応じ、相談者と同じ目線で適切にニーズを汲み取った対応ができる。他区からの相談も引き受け、孤立を防いでいる。また、季節ごとに障害のあるなしに関わらず参加できるイベントなどを行い、社会的つながりをつくり出している。全国の障がい当事者やそのご家族、支援者の人達へ年3回機関誌を発行するなど情報提供を実施し、繋がり作りを重視している。												
1-2 職員の状況														
		常勤職員			非常勤職員			計						
専任					2			2人						
兼務		2			2			4人						
計		2人			4人			6人						
1-3 専門資格の保有状況														
		相談支援専門員(4人) 介護福祉士(2人)												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制														
		障がい名			実施曜日			実施時間						
肢体障害、視覚障害		月曜日～金曜日			9:00～17:30									
1-5 センター業務についての理念・基本方針														
		<p>法や制度の下に保障されているはずの「人権」や「福祉」であるが、個人レベルでは、どの機関に何を言えばいいのか、どこに相談すればいいのかという情報が伝わっておらず、福祉を利用できないという場合が少なくない。環境や関わる人の考えにより「生き方」が本人の意思に関わらず180度変化することもある。制度が整っても、障がい者ゆえに限られた社会経験しかできない中で選択を強いられていく、あるいは選ばれていく状況は依然として変わらない。相談支援を通じて出会う方々の中には、自分の「生活」を組み立てる事が可能な方もいれば、それだけの経験ができずに現在へ至った方や、様々な経験をして自分の「生活」とつながらない方も少なからずいる。また、「ADLの低下が目立ち電動車椅子に換えたい」との要望があっても、障がい者手帳の等級などが壁となって実現しないなど、「制度の狭間」で無理を強いられている方に対して、相談支援に限界を感じる場面も多くある。</p> <p>私たちの理念は、障がい種別に関わらず、一人一人が必ず持っているパワーを引き出し、より多くの障がい者が街中へ出て、社会体験や地域との関係性を取り戻す事だと考える。浪速区障がい者基幹相談支援センターは、これまでの実績と経験を踏まえ、障がい当事者のニーズに即した在宅福祉サービスの利用援助、社会資源利用の支援、ピアカウンセリング、情報提供を総合的に行っていく。またその家族や支援者のサポートも含め、障がい当事者の地域自立と社会参加を図っていく。</p>												
2 相談支援の状況														
2-1 相談支援実績														
①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数							
		12.2					56							
②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
		27.6					60							
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	聴覚	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	肢体	17	0	6	186	0	0	0	2	1	0	2	0	214
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20	0	6	186	0	0	0	2	1	0	2	0	217
難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		20	1	5	10	0	2	1	3	0	1	0	0	43
精神障がい		20	0	2	24	0	2	0	8	0	0	0	4	60
発達障がい		2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	6
高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		2	1	2	2	0	1	0	6	1	0	0	0	15
合計		64	2	15	222	0	6	1	20	2	2	3	4	341
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
		241件		8件		49件		27件		5件		1件		331件

事業所名		浪速 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		2021年度は、身体障害、知的障害、精神障害のうち知的障害、精神障害者からの相談が多くみられる。相談内容をみると、不安解消、情緒安定に関する支援が大多数である。例えば、「一人暮らしがさみしくなっている」「家族との関係性でしんどくなっている」ことがあり情緒安定を図るために本人の気持ちを傾聴してきた。自分の考えを具体化していくことが苦手な障がいの方からの相談もあり、本人に様々な選択肢を提示しながら関係性を築いていく必要のある事例もあった。また、本人への精神的なアプローチをしていく中で生活の意欲につなげていくというケースもある。ただ単に福祉サービスにつなげるというような単発の相談だけではなく、上記にあるような、意思形成及び表明の支援や関係性の形成からより細やかな関わりが必要となる事例、また、複合的な課題を抱えている事例など、時間をかけながらも長期的に関わっていく必要がある相談も多かった。受付ルートとしては、直接、本人からの相談が多くなっている。また、他機関からの紹介で支援を行うケースもあった。その他にも昨年度より事業所から運営にまつることや、個別の支援に関する相談も増えてきている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	2	介護福祉士の資格を有する職員の配置はあるが、現状は十分とはいえない。	専門的資格を有する者の配置や、既存の相談員についても新たな資格取得に向けた検討をおこなう。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	可能な限り研修に参加し、職員間で研修報告の機会を持ったり資料を共有するなどして、資質向上につなげている。	定期的に内部研修を実施し、情報共有や事例検討などの意見交換も含め、職員の更なる資質向上に向けた取り組みが必要と考える。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員が常駐し、来所・電話ともに迅速に対応している。また、相談者の状況や障害特性に応じて、訪問による相談の聞き取りについても積極的に行っている。	更なる細やかな対応ができるよう、緊急時の対応方法や体制などについても再度検討していく必要がある。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	従前より整備しており、必要に応じて活用し、適切な運用に努めている。	制度改正などに応じた随時のマニュアル等の改訂を進める必要がある。また、適切な運用を図るための定期的な内部での共有を行っていく。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	当該相談に適切に対応している。対応にあたっては専門機関と連携を図っている。	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	1	大阪市から求められている相談件数にとどいていない。ただ、相談員の増員に伴い、徐々に対応できる件数が増えてきている。	現状の相談体制を維持しながら、更なる相談員の増員も検討におき、埋もれているニーズの掘り起こしを行う必要があると考えている。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	その人その人の障害に応じたコミュニケーション手段を使って対応している。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	3	積極的に引き受けている。必要な支援の方向性を見定め、状況に応じて行政・各専門機関・他の障害福祉事業所と連携して対応している。基幹センターでしか対応できない事例が多数あったと自負している。	長期的な支援が必要な事例や困難事例の対応にあたり、対応に多くの時間と人手を割くことがあった。職員の増員に合わせ、相談対応のすみわけや事例の整理を行い、円滑に対応をおこなうための体制を整える。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	1週間ごとに区内の全事業所にアンケートを送付して希望を聞いたうえで、そのケースに相応しい事業所を選ぶことはもとより、公平性とバランスを考慮して選定を行っている。	

事業所名		浪速 区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	個別の事例への相談に応じている。また、相談支援部会を定期開催し、情報共有はもちろんのこと、個別の事業所や区全体が抱える問題に対して具体的な解決策を検討している。	地域における相談員の人材育成も視野に入れながら、各相談支援事業所への後方支援を強化していく必要があると考える。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	自立支援協議会での情報共有や日頃の他事業所・他機関との連携を通じて、おおむね把握できていると考えている。	更なるニーズの掘り起こしが必要と考える。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	3	個別のケースにおいては適切に連携を行っている。「つながる場」についても積極的な参画をおこない、各機関との連携や必要な専門的助言を行うことができた。	更なる連携の強化を図るため、センターの活動や専門性について、関係各機関へ周知し、引き続き、「つながる場」への参画も積極的に行っていく必要がある。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	2	新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、協議会の開催が思うようにできなかった。	引き続き、区と連携しながら、センターとして主体的な運営を行っていく。また、運営から関わる機関やメンバーを増やし、協議会の活性化につなげていく必要がある。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	既存の社会資源の改善や新たな社会資源開発に向けての取り組みについては、協議会として取り組めていない	再度、既存の社会資源の整理を行いながら、改めてどういった活用が可能なのかを検証しながら、新たな資源の開発に向けた検討を行う必要があると考える。また、専門的な部会を立ち上げ、より深く地域課題の検討を行っていきながら、資源開発に向けた取り組みをおこなう。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	地域移行にかかる相談ケースについては随時対応しているが、積極的に取り組みを行うことはできていない。	地域移行の推進に向けてどのような取り組みが必要であるか、また、どのような取り組みが可能かを検討していく必要がある。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	21年度制度改正点なども踏まえ、センター内での内部研修を強化している。その中で、権利擁護の視点や相談支援としての虐待防止の視点を強調し、通達事項などの共有だけでなく、各職員の意見交換なども積極的に行っている。	事案が発生した場合において、各職員が迅速に対応できるよう、具体的な対応方法を示すマニュアルの作成や改訂を進める。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別に関する相談対応に対し、十分に傾聴や対応策の提案を行うなど取り組みを行っている。	
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	3	相談支援部会の中で事例検討や報告の機会を設け、各事業所間での意見交換などをおこなっている。また、インターバルについても積極的に受け入れている。	地域の相談支援事業所向け研修会の開催を考えるとともに、各事業所及び各職員の部会への参加を促し、地域全体においての人材育成の取り組みや横のつながりの強化をする必要があると考える。

事業所名	浪速区障がい者基幹相談支援センター
3-9 その他の取組み	<p>○全国の障がい当事者やそのご家族、支援者に向けて年3回機関誌を発行するなど情報提供を実施し、それを通じてネットワークの形成を図っている。また、季節ごとに障害のあるなしに関わらず参加できるイベントなどを行い、社会的つながりをつくり出している(今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模の縮小や中止があった)。</p> <p>○災害・被災地支援の経験や障害者防災の知識に精通した職員を配置したため、区内にとどまらず区外や他市町村の福祉サービス事業所や他区基幹などから、障害者防災やBCP(事業継続計画)策定についての相談が増えており、随時、防災や避難行動要援護者支援に関する助言や提言なども行っている。また、新型コロナウイルス感染拡大時の対応方法や感染症BCP策定に関する相談もあり、こちらについても随時、助言を行っている。</p>
4 区における地域課題について	
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	<p>○区の特徴として、24区の中でも単身世帯が多く(市内で唯一、比率が70%を越えている)、また、生活保護受給率から見える貧困率も他区に比べて多い傾向にある。その他にも、一人親世帯が市内において最多などの統計もあり、相談を受け付けた事例においてもやはり単身世帯や一人親世帯が多く、経済的問題を抱えた事例も多い。その中でこの機関にもつながっておらず、何かしらの問題と障害を抱え、孤立し埋もれている事例もまだまだあると推測されます。</p> <p>こういった埋もれているニーズやケースの掘り起こしを図るため、各機関との連携を強化し、専門性を明確にするとともに、センターの活動を広く市民に周知していく取り組みが必要と考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「つながる場」や各連絡会、地域交流会などの積極的な参画と参加 2. 地域の福祉サービス事業所や関係機関に対するセンターの役割や専門性の周知 3. 市民向けビラなどの作成および配布・設置 <p>○地域防災の推進: 東日本大震災から11年たった現在、全国的に地震や豪雨などの自然災害が頻発している。南海トラフ地震の発生も間近に迫っていると言われており、浪速区地域においても、より具体的な想定や対策が必要と考える。上記に記した単身世帯などは大規模災害発生時においては、より孤立した状態になり得ることが想定され、単身世帯やその中でも避難行動要援護者に対する防災計画を具体的に進める必要があると考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然災害と地域防災に関する啓発(研修会の開催等) 2. 避難行動要援護者に対する避難計画の取り組み 3. 大規模災害発生時における各専門機関の連携等に関する検討 4. 関係機関や福祉サービス事業所への防災に関する助言

事業所名		浪速区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2022年7月13日
出席者 からの 意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	3-8-b 相談者数や相談件数について区の規模や障がいのある人を取り巻く状況に鑑みて、妥当なものになっているかの評価についての原因についての質問があり、計画相談での対応に追われていたのが原因ではないかと分析していると説明する。 も不安解消についての対応が多いという印象を受けた。
	3	業務に対する自己評価について	
	4	区における地域課題について	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要		令和3年度												
1-1 実施状況について														
	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会												
	開所曜日	月曜日～金曜日(土曜、日曜、祝日、年末年始[12月29日～1月3日])は休日)												
	開所時間	午前9時～午後5時45分												
	同一場所で実施している その他の事業	風の輪(指定特定・一般・障がい児相談支援事業) 風の輪ホームヘルプ(居宅介護事業・行動援護事業・移動支援事業)												
事業所の特長		平成18年度から保健福祉圏域において、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターとして大阪市より委託を受け、長年にわたり区内における障がい児者相談支援体制の充実に努めてきている。相談支援専門員はじめ各種資格を有した職員を配置し、法人の理念である本人主体の支援を実践している。												
1-2 職員の状況														
		常勤職員			非常勤職員			計						
専任								0人						
兼務		4			4			8人						
計		4人			4人			8人						
1-3 専門資格の保有状況		事業所の職員は、相談支援専門員・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士等いずれかの資格を保有している。加えて令和元年3月には主任相談支援専門員を配置した。												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制														
		障がい名			実施曜日			実施時間						
1-5 センター業務についての理念・基本方針		常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持ち、本人主体の支援を実践する。そして障がいのある人とその家族が地域で自然に当たり前の生活ができるような環境づくりを行っていく。												
2 相談支援の状況														
2-1 相談支援実績														
①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数							
		47.6人					147人							
②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
		156.25件					75件							
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	23	0	3	1	0	0	0	5	0	0	0	0	32
	聴覚	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	5	1	9
	肢体	38	0	3	2	0	0	5	6	0	2	1	5	62
	内部	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	計	80	0	6	6	0	0	5	11	0	2	6	6	122
難病		13	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	18
重症心身障がい		7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8
知的障がい		299	7	31	153	8	34	70	66	40	3	19	5	735
精神障がい		361	43	68	252	2	44	13	81	6	14	32	7	923
発達障がい		11	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13
高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		14	1	8	6	0	2	6	8	3	1	2	5	56
合計		785	53	113	421	10	80	94	166	50	21	59	23	1875
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
		1278件		57件		152件		255件		60件		73件		1875件
2-2 相談支援に関する分析														

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
		<p>・件数については、昨年に比べると約400件増。受付方法で比較すると、昨年度は減少していた訪問・同行の件数が約50件増加している。全体的にはコロナ禍もあり、電話・メールの件数が300件近く大幅に増加傾向にある。</p> <p>・障がい種別については、精神障がい者の件数が増え続けているのは近年の傾向ではあるが、知的障がい者の相談件数が300件弱増加している。知的障がい者における福祉サービスに関する相談件数はあまり変動がないため、不安解消など心身の不安定に対応する相談が増加している。</p>		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員その他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	兼務ではあるが、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士に加え、主任相談支援専門員を配置している。	今後も専門的資格を有する者を配置していく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	虐待、権利擁護、人権、制度等の各種研修には積極的に参加し、参加した職員は報告書を作成のうえ供覧、必要に応じて伝達研修を実施している。事業所内でも定期的に事例検討など研修を企画、職員の資質向上に勤めている。	専門的・複合的な課題を抱えるなどの困難ケースの相談が増えてきているため、様々な内容の研修に積極的に参加し、相談員の資質向上に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	可能な限り、一人は常駐し、迅速に対応できるよう努めている。	相談支援専門員が来所や電話対応で、相談者が重複したことにより、その場での対応が困難な場合は、内容を聞き取る、改めて連絡する旨を伝えるなどの配慮を行っている。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	各種マニュアルは常に確認できる場に配置し適切な運用ができていことに加えて、コロナ禍の対応としてネット環境を利用することやFAXなどのやり取りが急激に増えたので個人情報保護についてはマニュアルを見直して留意している。	苦情や事故があったときは、至った経過を組織として整理し報告書を作成したうえで、職員間で改善点等も含め共有し、同じことが起こらないように努める。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	継続して月2回の精神科訪問看護事業所看護師との専門相談の機会を設けている。定期的に相談に来られる方も増え、医療機関に繋げることができた。	精神科訪問看護事業所看護師による月2回の相談会については、基幹センター内の相談にとどめず、地域のいろんな分野の相談窓口へ周知し広めていくことで、精神的疾患や対応についての理解を広めたい。高次脳機能障がいの方からの相談が増えつつあるので、今後は専門機関との連携が必要となってくると思われる。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。		想定件数の月当たり75件を大幅に上回る相談件数となっている。困難ケースへの対応や、他機関からの相談も増加しており、基幹センターの求められる役割も大きく、負担も大きいのが現状である。	増え続ける新規の計画相談件数を受け入れる体制を整えるために、区内の指定相談支援事業所の運営状況を知ることから始める。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	筆談や行動からの推測、応えやすい質問にするなど、個別の対応はもちろん、障がい状況に合わせて必要な対応を行っている。また、一般的な手話や点字、映像を利用するための準備は日本ライトハウスに相談している。手話や外国語での対応の必要性が事前に分かれば、区役所やボランティアグループなどにも協力を依頼をする。さらに、タブレット端末を設置、必要に応じて使用している。	障がい特性に合ったコミュニケーション手段は今後も基幹センターとして取り組む必要がある。そして区の特徴である外国人、特に急増しているアジア系外国人については、西淀川区地域福祉計画「あいあいプラン」推進委員として活動に参加することで、外国人へのコミュニケーションについての問題解決の取り組みを続けている。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	高齢関係、自立支援窓口関係、見守り関係より相談を受ける事が増え、8050世帯を始め、複数の要支援者がいる世帯、生活困窮、ヤングケアラーが家庭を支えている世帯、ひきこもり等、障がい分野だけでは解決できないケースにも、他機関とも分野を越えた関係を結びながら対応している。	今後も困難事例には積極的に取り組む。そのためにも、区内各専門相談機関との連携や「つながる場」を積極的に活用していく。

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	月2回の相談支援事業所部会において公正かつ適切に選定を行っている。部会を欠席した事業所には電話連絡して確認しているが、事業所不足、相談員不足により特に障がい児の相談については、さしあたりセルフプランを使い、基幹センターがフォローする場合も少なくない。	事業所、相談員を増やすことが重要な課題ではある。区内の障がい者手帳取得者数やサービス利用者数等から必要員数を割り出し、機能強化型サービス利用費の提案もしながら、区内相談支援体制の強化に繋がりたいと考えていたがコロナ禍で事業所訪問が難しく次年度に持ち越すことになった。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	月2回の自立支援協議会相談支援事業所部会を、webにおいても開催できるよう準備したことで、行政からの情報提供や事業所における新型コロナウイルス感染状況などの情報共有、困難ケースへの助言等的確に行うことができた。加えて、自立支援協議会内で相談員の座談会を行い、情報共有を行うことができた。	webをも利用しながら、タイムリーな情報提供や助言を積極的に行っていくとともに、中止していた定期的な研修を再開することで、区内指定相談支援事業所の力量向上に努める。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	「西淀川に一よん地域包括ケアシステム」を通じ、高齢者やこども関係機関とコロナウイルス感染状況や対策、あるいは生活のしにくさを感じている方々の課題等を共有し、重度の障がいのある方の医療体制をいかに整えるかについて問題提起を行った。	コロナ禍の中、地域活動が再開するのを待つのではなく、行政や区社協、地活協等を通じ、基幹センターの役割を情報発信する等工夫した取り組みを積極的に提案し、独居や高齢の親や兄弟との同居等がますます増加している現状をいかに把握し、支援につなげていくことが大きな課題と考えている。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	3	区内のケアマネとの合同勉強会を行うことができた。障がい福祉サービスと介護保険、それぞれの制度について説明をした上で、障がい制度から介護保険への引き継ぎについてなどグループワークを行った。「つながる場」についても要望があった際には積極的に参画するつもりにはしていたが、今年度は一度も開催されていない。必要に応じて、開催を依頼していくべく、相談支援事業所にも周知を行った。	複合的な課題を抱えているケースが増加しているため、他機関との連携が必須になってきている。「つながる場」についても、必要性は年々高くなっているため、積極的に活用していけるよう、行政とも連携して進めていきたい。ただ、個人情報の使用の同意を得る壁が高いと感じている。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	新型コロナウイルス感染対策に取り組みながら、各部会ごとに工夫をした部会開催を実現させたが、イベントについては開催が難しく、新たな形を模索し、検討を勧めた。各部会については、ケアマネとの座談会や架空事例を基にしたサービス利用計画作成研修、報酬改定勉強会等を集合で行うことができた。	自立支援協議会が開催された当初から継続してきたイベントが昨年に引き続いて中止された。障がい当事者、地域住民、地域の企業を巻き込む大きなイベントになってきたため、来年度は開催を実現していく。区役所内で授産品の販売をする「にしよどマーケット」を来年度開催に向けて取り組む。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	プロジェクトチームで検討していた、区広報紙きりにしよどに相談窓口や地域自立支援協議会の紹介をする記事を掲載できた。また、防災推進委員にも選任されたので、要援護者の避難計画作成に関与することになった。	推進委員として「逃げ遅れゼロ実現に向けて」の活動に参加し、地域自立支援協議会とも共同して災害時の支援システムを構築させるよう取り組みを開始する。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	2	入所施設、精神科病院、大阪保護観察所などからの求めがあれば対応に応じている。件数が少ないことについては、基幹センター連絡会で問題提起をした。	区独自で地域自立支援協議会の相談支援事業所部会にて地域移行の研修会を予定していく。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報窓口という意識は全職員が常に持ち、区の担当者とも密な連携を図っている。また、研修等にも法人内・外共に積極的に参加している。	常に虐待通報の窓口であることを意識し、適切かつ迅速に対応ができるように、今後も定期的に研修に参加を行うことにする。区からの要請に基づき、虐待コアメンバー会議に出席し、その後のフォローにも関与していく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	各機関の相談窓口、行政の窓口、事業所などの対応についての訴えに対して、寄り添った聞き取りをし、共感し解決策などを提案するように心がけているが、今年度については障がい者差別に関する相談がなかった。	引き続き障がい者差別にまでは至らないかもしれないが、「嫌な思いをした」という苦情にはしっかり傾聴をし、苦情の背景や原因については関係機関で共有をし再発を防止する。また、通報や相談があった場合は、人権等の配慮にも心がけたうえで迅速に対応する。

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	5	相談支援事業所部会にて、架空事例を元にサービス等利用計画の作成から模擬支援会議を行うなど相談支援員の質の向上を目指す研修を実施。相談支援従事者研修におけるインターバルについても、積極的に受け入れ、相談員の育成についても積極的に取り組んだ。	引き続き、区内の相談支援体制強化に努める。	
3-9 その他の取組み				
		<p>①西淀川区地域福祉計画「あいあいプラン」推進委員として、活動委員の部会長として活動することで、障がいの理解を地域住民に促していく。</p> <p>②西淀川区区政会議委員として区政会議に参画し、地域自立支援協議会の代表として西淀川区の運営方針に携わる。</p> <p>③障がい者の高齢化に伴う、自立支援サービスから介護保険サービスへの移行時の問題を解決し、スムーズな移行へと進めるための検討会を地域包括と取り組みだして4年目を迎える。その成果として、介護保険の移行時に使える「介護保険への引き継ぎフローチャート」を作成して、相談支援専門員とケアマネジャーに周知した。</p> <p>④年に一度ではあるが、継続して区長と自立支援協議会の懇談会は行われていたが、区長との懇談会の体制等を見直すこととなり、開催時期は来年度に持ち越すことになった。</p> <p>⑤区内の相談支援体制を強化の取組みの一つとして立ちあがった指定相談支援事業所を中心としたプロジェクトチームにて、区広報紙への相談窓口と自立支援協議会の紹介を掲載した。さらに、区役所ホームページの「障害のある方へ」のページの内容について行政と見直しを行い、基幹センターの情報や区内の障がい福祉サービス事業所の情報などを公開した。</p>		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
		<p>①グループホーム、短期入所などの生活の場がまだまだ足りていない。特に緊急を要するケース、医療的ケアの必要なケース、強度行動障がい者の受入が困難な状態は継続している。市がすすめる地域生活支援拠点等整備に取り組む上では、グループホームだけではなく、特に緊急時には通所施設や高齢者施設の利用等、制度を超えた取り組みも必要と考えるが、行政のバックアップが不可欠と考える。</p> <p>②コロナウイルス感染に対する予防や知識については、継続して西淀川区地域包括ケアシステムに参加することで、正しい知識や情報を獲得し、自立支援協議会を中心に情報を共有していく。</p> <p>③コロナウイルス感染予防対策を取りながら、自立支援協議会で取り組んできたイベントや研修を再開させる。</p> <p>④区役所ホームページの「障害のある方へ」のページの内容について行政と見直しを行い、基幹センターの情報や区内の障がい福祉サービス事業所の情報などを掲載したが、情報の更新が継続して行えるように区と共同で行えるシステム作りをする。</p> <p>⑤見守りコーディネーター、ケアマネジャー、民生委員、生活保護担当ケースワーカーとの顔が見える関係から、連携できる関係へと一歩進めるための座談会や勉強会を行うことで、計画相談支援専門員が地域で活動しやすくなるよう取り組む。</p>		

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和4年7月19日・8月2日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	<p>・発達障がいと精神障がいの区別について →手帳の有無でカウントしている。精神保健福祉手帳所持者は精神障がいでカウントしている。</p> <p>・発達障がいと診断された方で、精神保健福祉手帳を取得されている方の割合は把握されているか？ →個々のケースにおいては承知しているが、割合までは出していない。</p>
	3	業務に対する自己評価について	<p>・障がい福祉サービス受給者数が増えてきている中、計画相談率は変わらない現状をどう考えるか？ →今後の課題と考えている。区内各指定相談支援事業所を訪問し、現場の意見を踏まえ、セルフプランの人数に対し、相談支援専門員の数が足りているのか、どのくらいの相談員が必要なのか等整理したいと考えている。</p> <p>・後方支援について、相談支援事業所だけではなく、日中事業所や居宅介護、グループホーム等々障がい福祉サービス事業所全体に対し、基幹センターとして相談にのる旨をもっと発信されてはどうか？ →貴重なご意見として承る。あらゆる機会を通じ、発信していく。</p> <p>・区役所窓口にて計画相談について説明されているが、セルフ以外の場合、選定の説明が不十分と感じる。指定相談支援事業所一覧を窓口でもらわれたのか、急に連絡を受けた時もある。 →部会を月2回開催しているわけで、丁寧に説明すれば、基本的に選定にかけられる。どうしても緊急の場合は区基幹相談支援センターに連絡してもらえば対応する。いずれにせよ一度区役所と確認をさせていただく。</p>
	4	区における地域課題について	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>保健福祉圏域の時代から委託相談支援事業所として、長年活動させていただいているため、障がい福祉の分野における「風の輪」は一定の理解や評価を頂いていると思うが、惰性に流されず、職員の入替わりもあるため、毎年気持ちを新たに、緊張感を持ち、基幹相談支援センターとしての役割を果たしていかなばならないと改めて感じています。</p> <p>地域自立支援協議会も事業所間のネットワークづくりから、行政との協働活動へステップをすすめるため、昨年度各部会の部会長交代、内容や進め方の見直しを行いました。</p> <p>まだまだ障がい福祉分野以外の関係機関とは、繋がりが薄いと考えていますので、区や区社協との連携を深め、地域に根ざしたセンター運営を心がけてまいります。</p>	

事業所名		淀川区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要		令和3年度													
1-1 実施状況について															
	法人名称	社会福祉法人 関西中央福祉会 淀川区障がい者基幹相談支援センター えんじょい													
	開所曜日	月曜日～金曜日(行事がある場合は土曜日実施)													
	開所時間	9時00分～17時30分													
	同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業所													
	事業所の特長	当センターは、(福)関西中央福祉会の一部署であり、平成13年度より市町村障害者生活支援事業、平成24年度より区障がい者相談支援センター事業、平成30年度より区障がい者基幹相談支援センター事業として委託を受け相談支援業務に従事している。また開所当初よりピア・カウンセリングや自立生活プログラム(ILP)にも力を入れており、地域生活における経験の場に繋がるよう企画立案や交流の場の設定を行っている。 相談においては電話のほかメールやFAXといった通信ツール、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や状況に合わせて対応することを心掛けている。建物内はバリアフリー環境(エレベーター・身体障がい者用トイレ)を整備している。													
1-2 職員の状況															
					常勤職員			非常勤職員			計				
		専任			3			1			4人				
		兼務			3			1			4人				
		計			6人			2人			8人				
1-3 専門資格の保有状況															
		相談支援従事者現任者研修修了(常勤2名) 相談支援従事者初任者研修修了(常勤1名) 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士(常勤5名)													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
		障がい名			実施曜日			実施時間							
		視覚障がい(男性)			月～金			9:00～17:30							
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		当センターは事業所名を「淀川区障がい者基幹相談支援センターえんじょい」とし、障がい当事者が地域で自分らしくそして楽しく生活できるよう支援している。そのため、障がいを持つ人がこれまでの生活をどのように思っているか、今、どのように生活しこれからどのような生活をしたいかをお聞きしている。そして、当センタースタッフも共感し、ご本人と一緒に考え相談支援を行っている。具体的には①ピアカウンセリングや自立生活プログラムを通して社会生活力を高める支援に取り組み、エンパワメントを図る。②社会資源や制度の情報提供を通して地域生活の充実につながるよう取り組む。③権利擁護に取り組み、人権侵害が起きないように支援する。④自立支援協議会など他機関と連携・協力する中で必要な社会資源の拡充に取り組む。⑤地域訪問や機関紙を通して障がい理解への啓発に取り組む。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数		月当たり相談者数							年間実相談者数						
		53.3							137						
②相談受付件数		月当たり相談受付件数							【参考】業務委託における想定件数						
		168.9													
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	8	1	0	0	5	0	0	4	5	0	2	3	28	
	聴覚	18	0	7	4	0	1	2	20	0	0	11	4	67	
	肢体	157	12	12	7	3	3	5	4	5	19	6	8	241	
	内部	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	
	計	187	13	19	11	8	4	7	28	11	19	19	15	341	
難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重症心身障がい		5	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	8	
知的障がい		311	15	85	71	10	32	73	48	46	15	52	29	787	
精神障がい		426	51	156	140	14	32	51	83	28	13	32	139	1165	
発達障がい		41	4	15	38	19	6	3	1	18	23	8	11	187	
高次脳機能障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
その他		13	1	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	36	
合計		797	71	277	252	43	70	127	133	92	51	92	179	2184	
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
		1508件		61件		77件		198件		58件		53件		1955件	

事業所名		淀川区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		相談件数として障がい種別において精神障がいの方からの相談が多く寄せられている。訪問看護からの相談により福祉サービスの申請を行うケースも見られた。ご家族からの相談もみられ、拒薬により通院ができず近隣からのクレームが地域包括に入ったことにより、相談にいたるケースも見られた。病院からの退院への相談も寄せられているが、コロナにおける面会制限や外泊を実施されていない病院もあり、支援の難しさがあつた。コロナウイルスにより、通所への不安を持たれる相談やコロナワクチンの接種の予約、PCR検査の情報提供などコロナに関連する相談も多く寄せられていた。電話相談が中心ではあるが、メールでの相談をされる方も微増ではあるが増えてきている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	専門的資格の社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する職員の配置を行っている。	継続して配置ができるようにし、又、多くのスタッフが専門的資格を取得できるようにする。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	虐待研修や人権研修、成年後見制度等の研修に積極的に参加を行った。	情報をアップデートできるように継続して研修の受講が行っていき、相談支援にいかせるようにする。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	開所時間中職員が常駐できるように努めている。難しい場合は、留守番電話での対応となり、折り返し連絡をしている。	継続して迅速に対応ができるように努める。新しい相談方法のニーズ出てきた場合は検討をしていきたい。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	各種マニュアルは整備し、職員がすぐに確認ができるようにしている。	マニュアルに沿って迅速な対応ができるようにし、必要によりマニュアルの見直しを検討する。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	難病関連の相談は少なく、専門機関との連携をする機会が少ないこともあり難病患者にかかる連携の体制を整備していない。	連携が行えるように専門機関との連携体制を整備していく。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	1月あたり概ね105件以上の相談対応を行う体制であるが、月平均の相談受付件数として168件で対応をしている。	区役所での基幹相談支援センターのパンフレットなど配布はしてもらっているが、基幹相談支援事業所の役割を知らない方もまだまだ多くおられる。障がい者基幹相談支援センターの啓発を実施できるよう取り組む。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	福祉サービスについての説明においてはイラスト等を使得のパンフレット等を使っている。又、UDトークのアプリを使い、聾啞者のコミュニケーションに筆談も含め対応をしている。	個々に合わせたコミュニケーションに対応ができるよう、改善を図っていく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	地域包括支援センター等の高齢機関、こども相談センター、見守り相談室、区役所等の他機関との連携を求められることが多く、又行政とも連携を行い対応をしている。	ヤングケアラーの支援に対応できるよう、専門性の向上をおこなっていく。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	選定は行っていない。地域自立支援協議会の相談支援部会の中で、受け入れの状況を確認している。	現状の方法を継続して実施。問題が出た際は見直しを検討する。

事業所名		淀川区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	指定特定相談支援事業所からの後方支援の依頼の相談に積極的に対応し、必要に応じ同行を行っている。 指定一般相談支援事業については、受け入れをしている事業所がほとんどない状況であり積極的な対応にまでは至らなかった。	連携しやすい環境づくりに努める。又新規事業所が孤立しないように必要な情報提供を行う。 新型コロナウイルスの影響により、面会や外泊の制限もみられ思うような地域移行へつながらなかったことも原因の一つと考える。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	地域自立支援協議会の各部会や地域包括支援センター、見守り相談室等と個別のケースの対応を通し連携をし、課題の把握に努めている。	児童における地域における地域課題は把握するには至っておらず、支援機関との連携を図る。又高齢の親御さんのご家庭においては、福祉サービスの利用に結び付けるまでに時間が必要であり、関係づくりを大切に行っていく必要がある。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	5	地域包括支援センターや子ども相談センター、支援学校、ランチ等個別のケースを通して積極的な連携を行っている。必要に応じ地域ケア会議への参画をしている。	8050問題や介護保険と障がい福祉サービスを併給するケースも増えてきており、地域包括支援センター等の高齢の機関との連携をさらに強める。又、地域に向けて基幹相談の役割や障がいの理解を伝えていけるよう関係機関との連携を強め、アウトリーチにつなげる。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、リモートでの開催方法の検討や開催頻度を検討する部会もみられたが、基本的には顔の見える関係づくりを大切にするため感染防止対策を実施したうえで協議会の活動の実施に努めた。	ケースからの課題抽出が活発にできるよう努め、自立支援協議会の意義を再認識できるようにしていきたい。また、部会の立ち上げや統合など地域のニーズに応じ対応できるようにしていきたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	部会により新しい社会資源の情報交換を行っているが、社会資源の開発に向けて取り組むまでには至らなかった。	当事者からの声を大切に地域の課題を抽出していき、既存の社会資源の改善について又、新たな社会資源の開発などにつなげていきたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	医療保護入院の方の退院時支援に関わったが、入所施設等からの地域移行に積極的な関わりができなかった。	新型コロナウイルスの感染拡大防止により、外泊や面会がどの程度実施できるようになるかは分からないが、地域での生活についての楽しさを伝えることができるよう広報等も含め検討していきたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	虐待通報・届出等があった際は区役所と連携をし積極的に対応している。令和3年度においては、6件のケースを対応。福祉サービスの申請をするケースもあるが、ご家族の考えもあり福祉サービスの制度利用に時間を費やすケースも見られた。又、高齢者虐待の疑いのケースにおいては、市長申し立てにより成年後見制度の申請を行った。	虐待研修に積極的に参加し人権意識を高め、適切な対応ができるよう専門性を高めていきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別ではないかというケースの相談に傾聴を行ったが、具体的は差別解消にあたる事例はなかった。	差別にまで至らないかもしれないが、傾聴できるようにしケースにより障がい者差別解消に向けた取り組みにつなぐことができるように努める。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	5	新規に立ち上げをされる事業所の相談員や現任研修も含めインターバル受け入れとして、15件対応をしている。顔の見える関係づくりを大切に、地域で孤立することがないように努めている。	各部会を通して、研修会や事例検討などニーズに応じて積極的に実施をしていき、相談支援専門員の専門性の向上に努め地域における相談支援体制の強化へつなげたい。

事業所名		淀川区障がい者基幹相談支援センター	
3-9 その他の取組み		<p>・月に1回、余暇活動としてのフリータイムを実施している。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策により、人数制限や活動内容においても制限があるなかであったが、ゲームや作品づくり、会話を楽しむ方、生活の不安なことの相談等もみられた。</p> <p>・月に1回、淀川スポーツセンター主催の「ハンディキャップチャレンジデイ」の企画内容について提案し、障がいを持つ人が参加しやすく、地域とのつながりを作ってもらいやすいような取組みとなるよう協力している。</p> <p>・淀川区障がい者就業・生活支援センター主催の就労支援系福祉サービス等の実演体験会の相談ブース対応</p> <p>・大阪市障がい者就業・生活支援センター主催のOSAKA福祉オープンキャンパスinマイドーム(福祉サービス事業所における合同作業体験会等)の相談ブース対応</p> <p>・自立支援協議会で防災の研修を実施し、各事業所からの事前質問に対し市民協働課に解答していただき、防災・減災に対しての意識を高めた。</p>	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>①8050問題 地域包括支援センター等からの情報提供等からの相談ケースでは、障がい福祉サービス等の制度利用までに時間が必要であったり、複合的な課題を持つご家族も多くある。障がい者の重度化、高齢化を踏まえますますの高齢機関との連携が求められている。また、精神的に不安定な精神障がい者の方の利用できる社会資源が少なく、緊急時にショート利用や宿泊等の希望が見られてもつなぐことが難しい現状がある。</p> <p>②つながる場の開催 潜在的な要支援者のケースの掘り起こしが難しく、高齢機関や子ども関連の機関ともつながり早期に関わりがもてるようにし、つながる場のケース開催へとつなぐことができるよう取り組む。</p> <p>③避難行動要配慮者に該当しない障がいの方も多くおられ、家族が高齢となるなかで、引きこもり傾向や制度につながっていない当事者の方も含め、地域との関係が希薄化する中、災害時の対応について、地域と連携をした避難行動がとれるよう取り組みが求められている。</p>	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和4年6月28日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	専門資格の保有状況について体制を整えていることの確認を行う。記載もれがあった部分について訂正を行う。
	2	相談支援の状況について	相談支援の状況の確認を行う。受付件数のその他の項目がどういった支援が含まれるのかの確認。
	3	業務に対する自己評価について	選定のあり方について。 ・現状淀川区独自のやり方で行っている。選定を実施することで支給決定までに時間がかかるが相談支援専門員のスキルアップにもつながる。一般相談支援では、特定の事業所のみが受けており課題として残る。精神病院からの地域移行に関しては、選定を実施することで精神障がいの方への支援についての理解も深まりメリットもあるのではないかと。
	4	区における地域課題について	複合的な課題を持つご家族や緊急時のショートの受け入れ先などの課題について、凝縮されているものを具体的に記載した方がいいのではないかと。福祉サービスにつなげることが目的ではなく、つなげた後どうするのかを考えていくことも大切。 障がいのある方とのふれ合う機会が少ないことも課題となるのではないかと。 つながる場の開催の敷居の高さや避難行動要配慮者に該当されない方の支援等については、市の課題でもあるのではないかと。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
<p>地域の中の潜在的な課題について、関係機関とのつながりが大切であり、これまで以上の連携が求められていると感じる。精神の方の相談が増えてきていることもあり、訪問看護からの相談も増えてきている。福祉サービスにつなげたい思いやご家族からの将来についての悩みなども含め多岐にわたる。専門職員の配置を継続して行うことで、地域からのニーズに柔軟な対応ができるようにしていきたい。</p> <p>病院や施設からの地域移行に関して、選定のあり方については意見をつのり、どのような形がいいのか検討をし、ニーズに対応できるよう必要な体制を整えたい。又、グループホーム等の必要な社会資源が不足している現状があり、他区の社会資源を利用することもある。淀川区で必要とされる社会資源が増えるように、課題となるものは何か、新規で新設できるようにつなげられるように努めたい。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止により、多くの機関が地域との関わり方が新型コロナにより今までとは異なる形で行われている。関係機関との連携をより密にすることで、支援につながるケースもある。コロナ禍で今できることは何かを考え、支援が継続できるよう努めたい。</p>			